

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備（法第41条）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその必要な準備に係る業務を行う。

なお、国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案等については、総務部長を国民保護担当責任者とし、総務部総務課が主管する。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害（国民保護法第2条第4項が定めるものをいう。以下同じ。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部（署）との連携を図りつつ当直体制の強化に努めるなど、速やかに市長、総務部長及び総務課職員に連絡が取れるよう、平日夜間・休日を含めた24時間即応可能な体制を確保する。

特に、迅速な対応に万全を期すことが求められる初動時においては、当直又は消防本部（署）の別にかかわらず、最終責任者である市長へ迅速に連絡し、早急に市の

組織をあげて対応できる体制を整備する。

また、平日夜間及び休日における防災行政無線の放送に当たっては、市役所に設置する親局と併せて消防本部の遠隔子局を用いるなどにより、住民への迅速な情報伝達を行うことに留意する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、市長の判断により下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①情報連絡室体制	総務課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合）	②
事態認定後	市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知がない場合	①
	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	②
	市の全部局での対応が必要な場合	③
	市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合	③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員（部長級以上の職員をいう。以下同じ。）及び総務課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び総務課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難

な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

また、職員が市庁舎等へ登庁が困難な場合の対応は、市地域防災計画に準ずる。

なお、市対策本部員（市国民保護対策本部長（以下「市対策本部長」という。）、市国民保護対策副本部長（以下「市対策副本部長」という。）及び市国民保護対策本部員をいう。以下同じ。）の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長その他本部員の代替職員】

本部員の名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市対策本部長（市長）	副市長	総務部長	産業民生部長
市対策副本部長（副市長）	総務部長	産業民生部長	建設部長
上記以外の本部員	各部内の理事・次長	各部内の参事	各部内の連絡調整担当課の課長

(6) 参集職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、市地域防災計画の定めに基づいて、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、あらかじめ以下の項目について定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部（署）における体制

消防本部（署）は、2(3)で定める参集基準等と同様に、消防本部（署）における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部（署）における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部（署）との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

- ① 市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。
- ② 市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。
- ③ 市は、消防本部（署）における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(法第159条)

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。なお、市は、手続項目ごとに、あらかじめ担当課を定めておくものとする。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項目	業務	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）	福祉介護課 市民課
	特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）	福祉介護課 市民課
	土地等の使用に関する事（法第82条）	福祉介護課 市民課
	応急公用負担に関する事（法第113条第1項・第5項）	財政課
損害補償 (法第160条)	避難住民の誘導に必要な援助についての協力要請によるもの（法第70条第1項・第3項）	総務課
	救援に必要な援助についての協力要請によるもの（法第80条第1項）	福祉介護課 市民課
	消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助についての協力要請によるもの（法第115条第1項）	総務課
	保健衛生の確保に必要な援助についての協力要請によるもの（法第123条第1項）	市民課
不服申立てに関する事（法第6条、第175条）		総務課
訴訟に関する事（法第6条、第175条）		総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要

請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

また、市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、当該文書の保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備（法第23条）

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的な考え方（法第3条、第35条、第36条）

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、平素から関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図る。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等（法第3条）

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署等（担当部局名、所在地、電

話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

〔資料編：2-1「関係機関の連絡先」〕

(2) 県との情報共有等

市は、警報や避難の指示の内容、避難実施要領の記載事項、運送手段、救援の方法など、住民の避難や救援の実施に関し、県との間で緊密な情報の共有を図るとともに、避難や救援の実施の際において県と特に調整が必要となる項目について、平素からの情報交換に努める。

(3) 市国民保護計画の県への協議（法第35条）

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携（法第3条、第17条、第147条）

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資や資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

〔資料編：2-1「関係機関の連絡先」〕

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関（消防本部（署）及び消防団をいう。以下同じ。）の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

資料編：5-1 「消防体制等の現況」
 5-2 「救助活動のための機械器具等の保有状況」
 5-3 「NBC対応資機材の保有状況」
 19 「消防相互応援協定等」

4 指定公共機関等との連携 （法第3条、第147条）

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市の区域を所管する指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、これら指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(財)日本中毒情報センター等専門的な知見を有する機関との連携に努める。

〔資料編：6 「市内の医療機関」〕

(3) 関係機関との協定の締結等

① 市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災に関し締結されている協定の締結先の拡充や内容の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

② 市は、市の区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、

民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

- ③ 市は、不特定多数の者が利用する大規模集客施設に対し、警報の伝達や施設利用者の安全確保等について協力を求めるなど、連携体制の整備を図る。

〔資料編：7「災害関係協定」〕

5 自主防災組織等に対する支援 （法第4条）

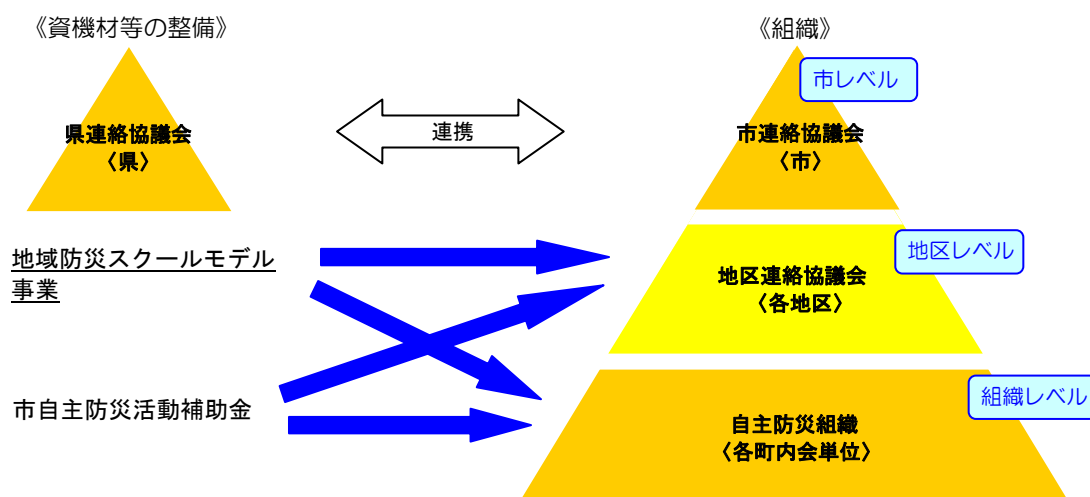
(1) 自主防災組織等の活性化の推進等

市は、自主防災組織及び町内会等（以下「自主防災組織等」という。）のリーダーなどに対する研修等を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図る。

特に、自主防災組織については、全市及び地区単位の連絡協議会の設置を推進し、自主防災組織相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮するとともに、当該連絡協議会の運営や活動を支援する。

また、連絡協議会における連絡網の策定をはじめとした緊急時における情報・連絡体制の整備を促進する。

【滑川市自主防災組織階層図及び支援策〈イメージ〉】



(2) 自主防災組織等が行う訓練及び資機材の整備の支援

市は、自主防災組織等が行う国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援のための資機材の整備を支援する。

(3) ボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社富山県支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された北陸地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

〔資料編：8「北陸地方非常通信協議会富山ブロック会員名簿」〕

(2) 非常通信体制の確保

市は、非常時の通信体制を確保するため、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話を効果的に活用するほか、衛星携帯電話の導入の促進を図る。

併せて、富山県高度情報通信ネットワークの衛星電話、移動系防災行政無線、消防・救急無線などの業務用移動通信等による情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えた非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、武力攻撃災害時における情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的な考え方 （法第8条）

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

この際、富山県総合防災情報システムから提供される情報のほか、必要に応じて、県がヘリコプターテレビ電送システムにより収集した情報も活用する。

また、災害時要援護者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、その体制の整備に努める。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

留意事項	
施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の充実に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備等（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、衛星携帯電話の整備等）の障害発生時における情報収集体制の整備に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク内の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制を整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防・救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。
	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制を構築する。
	<ul style="list-style-type: none"> 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、災害時要援護者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有（法第3条）

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、富山県総合防災情報システム等を活用し、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化による関係機関への情報の提供や共有に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備（法第9条、第47条）

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、介護保険制度関係者、障害者団体等との協力体制を構築するなど災害時要援護者に対する伝達に配慮する。

ただし、民生委員や社会福祉協議会との協力体制の構築に当たっては、十分な協議の上に相互の役割を考えておく必要があることに留意する。

また、伝達に当たっては、ファクシミリや携帯電話のメール機能など多様な手段を活用して行うとともに、その整備に努める。

(2) 防災行政無線の整備

市は、防災行政無線のデジタル化を推進する中で、防災行政無線の可聴範囲の拡大や個別受信機の増設について、必要な検討を行うものとする。

また、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の運用に必要な体制を確保するものとする。

〔資料編：9「防災行政無線の整備状況」〕

(3) 県警察・海上保安部等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察や海上保安部等との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

市は、警報の内容を住民に伝達する際に使用するサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）について、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備（法第48条）

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が警報の内容の伝達を行うこととなる市の区域内に所在する諸学校、医療機関、社会福祉施設、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定めるとともに、平素からこれらの施設の管理者の連絡先等をあらかじめ把握し、迅速な伝達を行うことができるよう準備する。

資料編：2-3 「市の施設及び関係機関等」

6 「市内の医療機関」

10 「市内の社会福祉施設」

11 「市内の大規模小売店舗」

(6) 滑川中新川地区広域情報事務組合（N e t 3）との連携

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、滑川中新川地区広域情報事務組合（以下「N e t 3」という。）からも警報の内容を伝達することとする。このため、各々の担当者、連絡先、伝達方法その他の伝達体制について平素から連携を図る。

その際、N e t 3から住民への情報伝達は防災チャンネル（8ch）により行われることから、市は、N e t 3と連携して、武力攻撃事態等の発生時には防災チャンネルを確認するよう、平素から自然災害時の場合と併せて、住民に周知する。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（法第94条）

(1) 安否情報の収集、報告様式

市は、次に掲げる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により、それぞれ情報の収集を行うとともに、第2条に規定する様式第3号により、県に報告する。

〔資料編：12 「安否情報省令」〕

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ その他個人を識別するための情報
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族・同居者への回答（①～⑪）についての希望の有無
 - ⑬ 知人への回答（①⑦⑧）についての希望の有無
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表（①～⑪）についての同意の有無

- 2 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）
 - ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑨ 遺体が安置されている場所
 - ⑩ 連絡先その他必要情報
 - ⑪ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表（①～⑩）についての同意の有無

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者や回答責任者、関係部局における収集先等の役割分担等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修、訓練を行う。

また、県における安否情報の収集体制（担当の配置や収集方法・収集先）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握等

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、諸学校、医療機関、社会福祉施設、運送機関、官公庁、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関を既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

また、市への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先を上記の関係機関や県が指定する避難施設の管理者に周知するほか、安否情報省令の報告様式の周知を図る。

(4) 他の市町村との連携の確保

本市の住民が他の市町村において避難住民となったことや他の市町村の住民が本市内において避難住民となったことが判明した場合において、他の市町村と協力してこれらの避難住民の安否情報を収集する場合に備え、平素から、他の市町村と安否情報の提供担当者の情報交換や安否情報の提供方法の確認を行う等、緊密な連携を確保する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

（法第126条、第127条）

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるなど必要な体制の整備を図る。

〔資料編：21「被災情報の報告様式」〕

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定めた担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じその習熟や担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があることから、市は、職員に対し必要な研修及び訓練を実施することが必要である。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県職員研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員や自主防災組織等のリーダーに対する国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等の活用など、多様な方法による研修機会を提供する。

【インターネットを用いた研修機会の例】

国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

防災・危機管理 e-カレッジ <http://www.e-college.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁、警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練（法第42条）

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、市の特性を考慮しつつ具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、チェックリストによる客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自主防災組織等などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、市の区域内に所在する諸学校、医療機関、社会福祉施設、

- 駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市は、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（ただし、通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項 （法第62条）

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、平素から住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備し、常に最新の状態であるよう、適宜に更新する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 市の区域内の道路網のリスト
（避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
（鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト
（避難施設データベース）
（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定一覧
（地図や各種のデータ等は、対策本部において容易に目視可能な状態にする）
- 自主防災組織・町内会等の連絡先等一覧
（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
（消防署・消防団の詰所の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
（消防機関の装備資機材のリスト）

資料編：6	「市内の医療機関」
10	「市内の社会福祉施設」
13	「輸送車両の概況」
14	「県指定避難施設」
15	「生活関連等施設の種類」
16	「防災資機材及び救助物資の現況」

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を共同により行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 災害時要援護者への配慮（法第9条）

市は、避難住民の誘導に当たっては、今後、自然災害時の対応として作成する避難支援プラン（後記参照）を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講ずる。

その際、特に災害時要援護者に対する避難、救援の実施に関する業務を統括する災害時要援護者支援班を、市対策本部内に迅速に設置できるよう、職員の配置に留意する。

【災害時要援護者の避難支援プランについて】

武力攻撃時やテロ発生時においても、住民の避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、災害時要援護者への配慮が重要であり、平素から、自然災害時における取組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援プラン（平成17年3月）」参照）。

市は、県が策定した「富山県災害時要援護者支援ガイドライン」に示されている自然災害時における災害時要援護者の避難支援についての取組指針や他の市町村の取組状況を参考にしつつ、本市における自然災害時における災害時要援護者に対する具体的な避難支援計画（以下「避難支援プラン」という。）を策定し、武力攻撃災害における避難支援体制の整備や支援措置の実施の際にも活用する。

(4) 民間事業者からの協力の確保（第4条）

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成 (法第61条)

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、季節の別（特に冬期間の避難方法）、災害時要援護者や観光客、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項 (法第76条)

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を本市において行うこととされた場合や市が県で行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 (法第71条、第79条)

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備する。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車両等（鉄道、路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
 - ② 本社、支社、営業所等の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
 - ② 鉄道（路線名、終・始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
 - ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
 - ④ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

〔資料編：13「輸送車両の概況」〕

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難・救援のための道路機能の確保

市は、武力攻撃事態等において、円滑かつ確実な避難や救援が実施できるよう、複数の避難・救援ルートを事前に把握するとともに、当該ルートとして活用し得る自然災害時における応急・復旧活動用としてあらかじめ指定している緊急通行確保路線やその他の市が管理する道路について、その機能を確保するための整備を計画的に進める。

6 避難施設の指定への協力 （法第148条）

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベースや富山県総合防災情報システムにより県と共有し、県と連携して住民に周知する。

また、国民保護における避難施設は、自然災害における避難施設と概ね重複していることから、自然災害に係る各種のハザードマップにおいて示される自然災害時の避難施設の説明において、国民保護における避難施設である旨を併せて記載し、住民に周知する。

7 生活関連等施設の把握等（法第102条）

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県が保有する情報も併せて活用しながら把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市が管理する生活関連等施設は現在のところないが、今後、生活関連等施設を管理することとなったときは、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

〔資料編：15「生活関連等施設の種類」〕

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、平素から、施設の状況の確認、安全確保対策等を行うなど適切に維持管理するとともに、特に情勢が緊迫している場合等においては、必要に応じ、生活関連等施設における対応も参考に、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、必要に応じ消防機関や県警察、海上保安部等との連携を図る。

また、テロ等の発生に備えた警戒等の措置として、来場者確認の徹底等による不審者対策や消防機関・県警察による定期巡回の依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスター掲示や館内放送等による利用者への広報啓発など、施設の種別に応じた予防対策を講ずる。

〔資料編：2-3「市の施設及び関係機関等」〕

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係（法第142条、第146条）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資や資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

〔資料編：7 「災害関係協定」
16 「防災資機材及び救助物資の現況」〕

(2) 救援に必要な物資及び資材の確保のための調達体制の整備（法第147条）

市は、住民の避難や避難住民等の救援のために必要な物資や資材を確保するため、従来から現物備蓄と併せて実施している流通備蓄を推進し、市と調達先となる関係機関や大規模小売店その他民間企業等との間で防災のために締結されている物資の供給に関する協定の締結先の拡充や内容の見直しを行うほか、平素から、市が行う訓練への参加を求めるなど日頃から調達先との連携を図る。

(3) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、NBC攻撃による災害への対応など国民保護措置の実施のため特に必要となる資機材や特殊な薬品等のうち国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているものについては、国及び県の整備の状況等を踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

〔資料編：5－3「NBC対応資機材の保有状況」〕

(4) 県や他の市町村との連携（法第144条）

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資や資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、富山県総合防災情報システムを活用して、県や他の市町村における物資や資材の備蓄状況に関する情報を共有するとともに、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資や資材を調達することができるよう、他の市町村との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備並びに点検等

(1) 施設及び設備の整備並びに点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、市は、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発 （法第43条）

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ・ケーブルテレビ（Net3）、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うほか、住民向けの講演会等を実施する。

また、災害時要援護者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど、要援護者の実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、地域防災力の向上に関する啓発とも連携し、地域住民にとって身近な消防団及び自主防災組織等の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力の育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 個人備蓄の啓発

市は、災害時に必要不可欠な、最低限の量の飲料水、非常食及び生活必需品について、日頃から家庭や個人でも備蓄しておくよう、自然災害に向けた備蓄の啓発と併せて住民への啓発を行う。

3 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第43条）

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努めるほか、日本赤十字社富山県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

4 国民の協力に関する啓発（法第42条、第70条、第80条、第115条、第123条）

市は、住民に対し、住民の避難に関する訓練への参加、避難住民の誘導の援助への協力、避難住民等の救援の援助への協力、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他武力攻撃災害への対処に関する措置の援助への協力、保健衛生の確保の援助への協力について啓発を行う。